

平成27年4月から、子育て支援がより充実したものとなるよう新たにスタートした制度です。

制度の目的

- ① 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- ② 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
- ③ 地域の子ども・子育て支援の充実



地域のニーズに応じた様々な子育て支援事業

一時預かり（一般型）	急な用事やリフレッシュしたい時などに、保育所でお子様をお預かりします。1歳6ヶ月から利用できます。
一時預かり（幼稚園型）	幼稚園の在園児で、教育時間終了後にお子様をお預かりします。
地域子育て支援拠点	地域の身近なところで、気軽に親子の交流や子育て支援ができる場所です。子育て支援センター（※詳細は19ページ）2ヶ所で実施しています。
放課後児童クラブ	保護者が昼間家庭にいない児童（小学生）が、放課後に児童館・児童センターで過ごすことができます。児童館・児童センター（※詳細は28ページ）5ヶ所で実施しています。
子育てサポートセンター	子どもの預かりなどの援助を受けることを希望する方と、援助を行うことを希望する方との相互に助け合う活動に関する連絡、調整を行います（※詳細は21ページ）。
乳児家庭全戸訪問	生後4ヶ月までの乳児のいるご家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握などを行います。

このほか、保育所における延長保育や妊婦健診など様々なサービスがあります。

新制度で利用できる教育・保育施設

幼稚園（※詳細は25ページ）、保育所（※詳細は24ページ）、認定こども園（※詳細は26ページ）などを利用することができます。利用するためには、市からの支給認定が必要となります。

【支給認定区分】

1号認定（教育）	満3歳以上で幼稚園や認定こども園（幼稚園機能）を利用する場合
2号認定（保育）	保育が必要な満3歳以上で保育所や認定こども園（保育所機能）を利用する場合
3号認定（保育）	保育が必要な満3歳未満で保育所や認定こども園（保育所機能）を利用する場合